

火山調査研究推進本部火山調査委員会

第1回機動調査観測部会 議事要旨

1. 日時 令和6年6月10日（月） 13時30分～15時30分
2. 場所 文部科学省 15F1会議室及びオンラインのハイブリッド開催
3. 議題
 - (1) 機動調査観測部会の運営等について
 - (2) 機動的な調査観測の実施方針について
 - (3) その他
4. 配布資料
 - 資料 機1-(1) 火山調査研究推進本部火山調査委員会機動調査観測部会構成員
 - 資料 機1-(2) 火山調査研究推進本部概要
 - 資料 機1-(3) 火山調査研究推進本部の当面の活動について
 - 資料 機1-(4) 火山調査研究推進本部火山調査委員会機動調査観測部会運営要領
(案)
 - 資料 機1-(5) 火山調査研究推進本部が行う総合的な評価について
 - 資料 機1-(6) 当面の機動的な調査観測の実施体制について
 - 資料 機1-(7) 機動的な調査観測・解析グループについて
 - 資料 機1-(8) 機動的な調査観測の実実施計画の立案にあたっての共通方針の論点
 - 資料 機1-(9) 令和6年度霧島山における機動観測の計画について
 - 資料 機1-(10) 火山調査研究推進本部関係会議の開催実績及び当面の開催予定
 - 参考 機1-(1) 活動火山対策特別措置法の一部を改正する法律
(令和5年法律第60号)の概要
 - 参考 機1-(2) 活動火山対策特別措置法(昭和四十八年法律第六十一号)(抄)
 - 参考 機1-(3) 火山調査研究推進本部令(令和六年政令第百六十三号)
 - 参考 機1-(4) 火山調査研究推進本部 火山調査委員会運営要領

- 参考 機 1 - (5) 機動調査観測部会の設置について
 参考 機 1 - (6) 機動調査観測実証研究事業について
 参考 機 1 - (7) 火山調査研究推進本部 第 1 回本部会議議事要旨
 参考 機 1 - (8) 火山調査研究推進本部 第 1 回火山調査委員会議事要旨

5. 出席者

(部会長)

森田 裕一 国立研究開発法人防災科学技術研究所 特別研究員／
 国立大学法人東京大学 名誉教授

(委員)

相澤 広記 国立大学法人九州大学大学院理学研究院 准教授
 青山 裕 (部会長代理) 国立大学法人北海道大学大学院理学研究院 教授
 小澤 拓 国立研究開発法人防災科学技術研究所
 火山防災研究部門 主任研究員
 鬼澤 真也 気象庁気象研究所火山研究部 第一研究室長
 尾鼻 浩一郎 国立研究開発法人海洋研究開発機構
 海域地震火山部門 地震発生帯研究センター
 センター長代理
 金子 隆之 国立大学法人東京大学地震研究所 准教授
 北川 賢哉 気象庁地震火山部火山監視課 火山機動観測管理官
 下司 信夫 (部会長代理) 国立大学法人九州大学大学院理学研究院 教授
 嶋野 岳人 国立大学法人鹿児島大学理工学域理学系 教授
 田中 明子 国立研究開発法人産業技術総合研究所
 活断層・火山研究部門 マグマ活動研究グループ
 キャリアリサーチャー
 寺田 暁彦 国立大学法人東京工業大学科学技術創成研究院
 多元レジリエンス研究センター 准教授
 中道 治久 国立大学法人京都大学防災研究所 教授
 南 宏樹 海上保安庁海洋情報部技術・国際課 火山調査官
 宮本 純一 国土地理院測地観測センター 地殻監視課長

森 俊哉	国立大学法人東京大学大学院理学系研究科 准教授
山本 希	国立大学法人東北大学大学院理学研究科 准教授
行竹 洋平	国立大学法人東京大学地震研究所 准教授
横尾 亮彦	国立大学法人京都大学大学院理学研究科 准教授

(事務局)

郷家 康德	文部科学省研究開発局地震火山防災研究課長
吉田 和久	文部科学省研究開発局地震火山防災研究課 地震火山室長
相澤 幸治	文部科学省研究開発局地震火山防災研究課 火山調査管理官
佐藤 壮紀	文部科学省研究開発局地震火山防災研究課 地震火山室調査研究企画官
橋本 武志	文部科学省科学官
藤松 淳	文部科学省研究開発局地震火山防災研究課 地震火山室調査官
小園 誠史	文部科学省研究開発局地震火山防災研究課 地震火山室調査官
道面 和久	気象庁地震火山部管理課火山調査連絡係長

6. 議事概要

(1) 機動調査観測部会の運営等について

- ・資料 機1－(1)～(3)に基づき、事務局より機動調査観測部会の構成員及び火山調査研究推進本部の体制・役割について説明があった。
- ・資料 機1－(4)に基づき、事務局より火山調査研究推進本部火山調査委員会機動調査観測部会運営要領(案)について説明があり、原案のとおり決定した。

(2) 機動的な調査観測の実施方針について

- ・資料 機1－(5)に基づき、事務局より火山調査研究推進本部が行う総合的な評価について説明があった。
- ・資料 機1－(6)に基づき、事務局より当面の機動的な調査観測の実施体制について説明があった。
- ・資料 機1－(7)に基づき、防災科学技術研究所より機動的な調査観測・解析

グループの体制（案）について説明があった。

- ・資料 機 1－（8）に基づき、事務局より機動的な調査観測の実施計画の立案にあたっての共通方針の論点、また、資料 機 1－（9）に基づき、防災科学技術研究所より令和 6 年度霧島山における機動観測の計画について説明があった。委員からの主な意見は以下のとおり。
 - 機動調査観測を実施する機関や組織が、火山周辺の自治体や関係機関に当該調査観測が火山本部で実施するものであることを説明するため、機動調査観測部会で作成する実施計画には、機関名、組織名の記載があったほうがよい。
 - 機動調査観測部会では地震計などの観測機器を設置する場所までは詳細に議論できないと思われるため、火山名や観測項目程度をまとめた実施計画を作成していくべきではないか。
 - 実施計画は予算の規模を考慮して作成していくことが必要。
 - 火山本部における機動調査観測は既に予算化されており迅速に対応ができる。一方、科研費「特別研究促進費」は申請から時間がかかるが、社会科学的な研究課題を含むことができるので、両者が連携していくのがよいのではないか。
 - 機動調査観測部会で作成する実施計画は、科研費のようなボトムアップ型の研究とは異なり、火山本部における総合的な評価に資するものとしてトップダウンで決めていくべき。
- ・委員からの意見・指摘を踏まえた上で、事務局で実施計画の内容を検討していくこととなった。
- ・その他、機動的な調査観測全般に関する委員からの主な意見は以下のとおり。
 - 緊急時において、緊急観測計画を承認する場合の手続きについて検討していくことが必要。
 - 自治体が設置する規制区域への立ち入り手続きについて、各機関と調整のうえ検討していくことが必要。
 - 機動的な調査観測体制における火山調査委員会、機動調査観測部会、機動的な調査観測・解析グループ間の関係や機能を整理していくべき。

（3）その他

- ・資料 総 1－（10）に基づき、事務局より火山調査研究推進本部関係会議の開催実績及び当面の開催予定について説明があった。